

尼崎市国民健康保険運営協議会傍聴者の方へ

傍聴するに当たっては、次の事項をお守りください。

違反したときは、退場を命じる場合があります。

また、違反行為等で退場を命じられた場合及び会議において公開しないこととされた事案が審議される場合は、すみやかに傍聴席から退出してください。

傍聴できない者

- 1 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 2 酒気を帯びていると認められる者
- 3 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
- 4 はち巻、たすき、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- 5 児童、乳幼児（保護者同伴で静穏状態維持可能と会長が認める場合は除く。）
- 6 その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認める者

傍聴の際に守るべき事項

- 1 みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 議事に批評を加えない、又は賛否を表明しないこと。
- 3 携帯電話の使用、私語、談話、拍手等をしないこと。
- 4 飲食、喫煙をしないこと。
- 5 撮影、録音等をしないこと（あらかじめ会長の許可を得た場合は除く。）
- 6 その他会議の秩序を乱す、又は議事を妨害する行為をしないこと。

公開しないことができる事案（協議会の議決がある場合）

- 1 個人情報に及ぶ事項の審議
- 2 公開しないことを条件に提供された情報に及ぶ事項の審議
- 3 その他公開が公正または円滑な審議に支障となる場合

尼崎市国保年金管理担当